

平成 29 年 9 月 27 日

東京地方裁判所民事第 20 部合議係 御中

破産管財人 瀬 戸 英 雄

調 査 報 告 書 (1 9)

第 1 破産財団の現状等

1 破産財団の現状

平成 29 年 9 月 15 日時点の破産財団の預金残高は、17 億 9191 万 8293 円である。

2 収支の状況

前回報告以降の収支 (平成 29 年 3 月 11 日～同年 9 月 15 日) は、以下のとおりである。

- ・収入：80 万 4215 円 (営業貸付金の回収等)
- ・支出：1 億 3712 万 1987 円 (中間配当、根抵当権仮登記抹消費用、破産管財業務費用等)

3 負債 (破産債権・財団債権) の状況

(1) 確定破産債権

確定破産債権総額は、3609 億 7639 万 9717 円である (平成 29 年 9 月 15 日時点)。

(2) 財団債権

S F C G が再生手続開始後に弁済を受けた誤入金は、入金者を特定の上、順次返金している。

第 2 中間配当

1 中間配当の進捗状況

これまでに 4 回の中間配当を実施し、合計 277 億 3719 万 3681 円 (配当率 7.8%) を配当した (平成 29 年 9 月 15 日時点)。

	対象者数	配当率	配当額	支払済数	支払済額
第 1 回	32,495 名	2%	7,220,906,653 円	27,628 名	7,158,773,471 円
第 2 回	32,422 名	3%	10,822,138,650 円	26,012 名	10,686,712,584 円
第 3 回	32,357 名	2%	7,199,438,704 円	24,258 名	7,084,724,519 円
第 4 回	32,304 名	0.8%	2,879,202,388 円	20,879 名	2,806,983,107 円

2 配当未了の状況

所在不明等の理由から配当できない債権者は、延べ 1 万 1425 名、配当未了額の合計は、3 億 8449 万 2714 円である。

第3 アセットファイナンスの清算

SFCGの子会社である株式会社日本アセットファイナンス及び孫会社である株式会社東京アセットファイナンスほか45社は平成24年2月に解散した。これまでアセットファイナンス名義の根抵当権設定仮登記の抹消依頼等に備えて清算手続を一時中断していたが、現在はかかる支障も無くなったことから清算終了に向けて手続を再開した。

一部のアセットファイナンスでは、未納税金や清算費用等の債務を弁済した後に若干の残余財産が生じる見込みであり、これらについてはSFCGの破産財団へ組み入れる予定である。

第4 根抵当権設定仮登記・本登記の抹消

破産管財人は、これまでに5万0544件のSFCG及びアセットファイナンス名義の根抵当権設定仮登記及び564件の根抵当権設定本登記の抹消を行った（平成29年9月15日時点）。破産手続終結までに、残存する登記を可能な限り抹消できるよう手続を進める。

第5 破産者大島健伸の破産手続

SFCGは破産者大島健伸（以下「破産者大島」という。）に対して破産債権を有しており、同人の破産手続において配当金を受領する。

破産者大島の破産手続では資産換価は完了しているが、以下のとおり、破産管財人が異議を述べた破産債権について債権確定手続が係属している。

① 破産債権査定異議の訴え

破産債権査定異議の訴えの状況は下表のとおりである。いずれも破産債権の額を0円とする東京地方裁判所の査定決定を不服として提起されたものである。

破産債権査定異議の訴えの状況

	原告	届出債権の内容	届出債権の額	訴訟の経過
1	(株)IRE	念書に基づく請求権	100億円	平成29年1月26日に訴えが提起され（第1回期日は同年4月19日）、第2回期日（同年6月12日）に結審し、同年8月23日、破産債権の額を0円とする査定決定を認可する旨の判決が言い渡されたが、IREは同判決を不服として控訴を申立てた。
2	(株)MAGねっと ホールディングス	念書に基づく請求権	37億5616万6038円	平成29年3月10日に訴えが提起され（第1回期日は同年5月11日）、現在までに3回の期日を経ている。次回期日は、本年10月12日に指定されている。
3	(株)ニュー	代位弁済請求権	25億4389万7260円	平成28年12月22日に訴えが提起され（第1回期日は平成29年4月21日）、第3回期日（同年7月28日）をもって結審し、判決言渡期日が本年10月20日に予定されている。
4	(株)ASA	念書に基づく請求権	26億9418万7151円	平成29年3月17日に訴えが提起され（第1回期日は同年5月12日）、現在までに3回の期日を経ている。次回期日は本年10月6日に予定されている。

② 破産手続開始当時に係属していた訴訟の受継申立て

破産者大島に対する会社法429条1項に基づく損害賠償請求及び慰謝料請求等を内容とするものであり、現在計6件（原告数19名）の事件が係属している。内2件については、本年9月15日に請求を棄却する判決が言い渡され、他の4件についても本年11月28日までに、順次、判決が言い渡される見込みである。

第6 今後の進行

破産者大島健伸の破産手続による配当を待つて最後配当を実施する予定であり、破産手続の終結に向けて必要な残務処理を進めている。

以上

平成21年(フ)第7100号
破産者 株式会社SFCG
破産管財人 瀬戸英雄

財産目録

(開始決定日=平成21年4月21日)

(単位:円)

	帳簿価額 (平成21年4月21日)	開始決定時評価 額又は回収額	明細
【流動資産】	300,336,124,621	38,404,156,290	
現金及び預金	669,846,249	718,938,788	
買取手形	43,185,252	139,896,349	
営業貸付金	242,049,842,107	14,820,517,640	利息も含めた回収額を記載しており、債権譲渡否認による戻り債権からの入金、抹消手数料も含めている。なお、過払顧客からの入金分(財団債権部分)も含まれており、今後返還対象となり得る。
事故貸付金	3,541,899,595	0	
管理貸付金	7,399,443,963	0	
関係会社短期貸付金	24,870,575,347	0	関係会社否認訴訟にともなう和解により一括回収
法務予納金	217,418,373	76,687,026	
法務保証金	382,188,000	555,728,469	
未収入金	4,794,166,819	2,484,558,054	租税公課還付金
仮払金	273,388,863	0	資産性なし
未収利息	248,791,327	0	長期貸付金 参照
立替金	12,596,076	0	資産性なし
預け金	15,832,782,650	1,467,829,964	開始決定時評価額
その他	0	18,140,000,000	関係会社否認訴訟にともなう和解金、取戻資産売却代金等、日本振興銀行グループからの債権譲渡等代金、新生信託銀行からの預託金返還、営業貸付金売却金等回収額および今後の回収見込額を加味して評価
【固定資産】	17,251,653,122	177,655,745	
(無形固定資産)	64,400	2,000	
電話加入権	64,400	2,000	開始決定時評価額
(投資その他の資産)	17,251,588,722	177,653,745	
投資有価証券	2,113,808,000	552,000	出資先清算配当による回収額
関係会社株式	157,627,800	111,169,449	税金滞納に伴う差押えによる充当額
特定金銭信託	870,000,000	0	借入金と相殺
出資金	130,000	30,000	払戻しによる回収額
長期貸付金	13,830,999,999	0	日本振興銀行 借入金と相殺 中小企業保証機構 求償債権と相殺
敷金・保証金	279,022,923	65,902,296	
資産合計	317,587,777,743	38,581,812,035	

平成21年(フ)第7100号
 破産者 株式会社SFCCG
 破産管財人 瀬戸英雄

破産貸借対照表

(開始決定日＝平成21年4月21日)

(単位:円)

資産の部			負債の部		
番号	科目	評価額又は 財団組成額	番号	科目	評価額＝ 認める債権額
1	現金及び預金	718,938,788	1	普通破産債権	360,974,396,317
2	買取手形	139,896,349	2	優先的破産債権	2,003,400
3	営業貸付金	14,820,517,640	3	財団債権	額未定
4	法務予納金	76,687,026			
5	法務保証金	555,728,469			
6	未収入金	2,484,558,054			
7	預け金	1,467,829,964			
8	その他資産	18,140,000,000			
9	電話加入権	2,000			
10	投資有価証券	552,000			
11	関係会社株式	111,169,449			
12	出資金	30,000			
13	敷金・保証金	65,902,296			
資産合計		38,581,812,035	負債合計		360,976,399,717 及び額未定

平成 21 年（フ）第 8200 号
平成 21 年（フ）第 8588 号
破 産 者 大 島 健 伸

平成 29 年 9 月 27 日

東京地方裁判所民事第 20 部合議係 御中

破産管財人 瀬 戸 英 雄

調 査 報 告 書（19）

第 1 破産財団の状況等

1 破産財団の現状

破産財団の現状は、別紙「財産目録及び収支計算書」記載のとおりである。

2 収支の状況

前回報告（平成 29 年 3 月 15 日）以降、訴訟対応費用等として、4 万 8338 円を支出している。

第 2 確定破産債権

現時点において確定している破産債権（破産管財人が破産債権として認め、他の破産債権者からの異議がなかったもの、及び、後述する破産債権査定手続において破産債権を認める決定がされ、同決定が確定したもの）は、4 件、合計 66 億 9206 万 9438 円であり、前回報告以降の変動はない。

(内訳)

① SFCG 破産管財人

53 億 3343 万 5863 円

② 株式会社 IRE

7 億 2710 万 4578 円（国に担保提供された不動産の公売による求償権分）

③ 株式会社 QRE

6 億 3122 万 2222 円（同上）

④ 合資会社橋本製作所

30 万 6775 円

第3 債権確定手続

1 破産債権査定異議の訴え（破産法 126 条 1 項）

現在、下記 4 件の破産債権査定異議の訴えが係属している。いずれも破産債権の額を 0 円とする東京地方裁判所の査定決定を不服として提起されたものである。

これらの訴訟の概要は以下のとおりである。

① 株式会社 IRE

届出債権の額：100 億円

届出債権の内容：念書に基づく請求権

係 属 部：東京地方裁判所民事第 50 部

訴訟の経過：平成 29 年 1 月 26 日に提訴され（第 1 回期日は同年 4 月 19 日）、第 2 回期日（同年 6 月 12 日）に結審し、同年 8 月 23 日、原告の請求を排斥し、破産債権の額を 0 円とする査定決定を認可する判決が言い渡されたが、IRE は同判決を不服として控訴を申立てた。

② 株式会社 MAG ネットホールディングス

届出債権の額：37 億 5616 万 6038 円

届出債権の内容：念書に基づく請求権

係 属 部：東京地方裁判所民事第 13 部

訴訟の経過：平成 29 年 3 月 10 日に提訴され（第 1 回期日は同年 5 月 11 日）、現在まで 3 回の期日を経ている。次回期日は同年 10 月 12 日に予定されている。

③ 株式会社ニュー

届出債権の額：25 億 4389 万 7260 円

届出債権の内容：代位弁済請求権

係 属 部：東京地方裁判所民事第 15 部

訴訟の経過：平成 28 年 12 月 22 日に提訴され（第 1 回期日は平成 29 年 4 月 21 日）、第 3 回期日（同年 7 月 28 日）を以って結審し、判決言渡期日が同年 10 月 20 日に予定されている。

④ 株式会社 ASA（旧商号・株式会社 KE ホールディングス）

届出債権の額：26 億 9418 万 7151 円

届出債権の内容：念書に基づく請求権

係 属 部：東京地方裁判所民事第 43 部

訴訟の経過：平成 29 年 3 月 17 日に提訴され（第 1 回期日は同年 5 月 12 日）、

現在までに3回の期日を経ている。次回期日は同年10月6日に予定されている。

2 破産手続開始当時に係属していた訴訟の受継申立て（破産法127条1項）

(1) 申立の概要

ア 総数

原告数33名（訴訟事件数：9件）／合計9781万9942円

（訴訟事件数：9件 広島地方裁判所6件，広島地方裁判所福山支部1件，
仙台地方裁判所1件，東京地方裁判所1件）

イ 内容

SFCG顧客及びその保証人（一部はSFCGの過払債権者）の破産者に対する
会社法429条に基づく責任及び慰謝料請求等

(2) 進行状況

9件の訴訟事件のうち、3件が訴えの取下げないし請求棄却判決の確定により
終了しており、現在6件が係属中である。その詳細は以下のとおりである。

・仙台地方裁判所係属分（1件）

平成29年3月6日、訴えが取下げられた。

・東京地方裁判所係属分（1件）

平成29年3月7日、請求棄却判決が言い渡され、同判決は確定した。

・広島地方裁判所係属分（6件）

1件については、平成29年8月15日、請求棄却判決が言い渡され、確定して
おり、2件については、同年9月15日、請求棄却判決が言い渡された。

その余の3件についても、判決言渡し期日が本年10月3日、同月31日及び11
月28日に指定されている。

・広島地方裁判所福山支部係属分（1件）

平成29年9月28日に判決言渡し期日が指定されている。

第4 今後の進行

上記各手続を速やかに進め、破産債権の確定を待つて最後配当を実施することに
したい。

以上

財産目録及び収支計算書

資産部分 開始決定日(平成21年6月4日)現在

収支計算部分 開始決定日～平成29年9月27日

資産及び収入の部

(単位:円)

番号	科目	評価額	回収額	備考
1	現金	—	10	
2	預金	36,160,049	36,065,099	
	みずほ銀行	24,034,678	24,034,678	
	三井住友銀行	1,184,947	1,184,947	
	シティバンク銀行	10,835,247	10,835,247	
	スタンダードチャータード銀行	10,227	10,227	
	ハワイ銀行	94,950	0	外貨預金(863.19ドル)について1ドル110円で円換算。
3	不動産	—	30,000,000	ホノルル所在物件について担保権者(Q&Company(株))からの財団組入分。
4	投資信託	—	0	
	Atilia Unit Trust	—	0	持分100% (株)シグマは、譲渡担保権の主張を撤回
	Diamond Trust	—	0	持分88% (株)シグマは 譲渡担保権の主張を撤回
5	投資有価証券	286,965	1,247,135	
	㈱ソディア 株式(200株)	—	1,000,000	
	日本駐車場開発㈱ 株式(63株)	235,795	235,795	
	日本駐車場開発㈱ 配当金	—	11,340	
6	その他投資	30,000,000	10,943,946	
	日本テクノロジーベンチャーパートナーズ	30,000,000	10,343,134	評価額は簿価概算。解約済み。
	ダイワMRF	—	599,881	解約済み
	三菱UFJモルガンスタンレー証券	—	931	解約済み
7	会員権	—	30,377,120	
	大利根カントリークラブ	—	12,217,300	
	白河高原カントリークラブ	—	266,400	
	桜ヶ丘カントリークラブ	—	11,893,420	売却代金7,000,000円(売買手数料106,580円)、名変預託金5,000,000円
	ゴールドenspニューオーターニ	—	6,000,000	スポーツクラブ保証金
8	和解金	570,000,000	570,000,000	(株)シグマとの和解金(平成28年1月22日49,589,263円、同年6月24日79,159,185円、同年30日423,023,855円、同年7月1日18,227,697円)
9	その他	255,254	502,984	
	クレジットカード返金分	156,110	156,110	
	海外資産調査費用一部返還	—	247,730	
	預金利息	99,144	99,144	
	資産合計	636,702,268	679,136,294	
	破産申立予納金	19,987,170	19,987,170	
	財団合計	656,689,438	699,123,464	

負債及び支出の部

番号	科目	評価額	支出額	備考
1	財団債権	372,717,839	372,371,136	
	破産管財人報酬	額未定	額未定	
	破産申立予納金返還	20,069,040	20,069,040	返還済み
	破産管財業務費用	3,000,000	2,653,297	訴訟意見書費用 2,161,404円 書類送付代等 491,893円
	海外資産調査費用	203,221,829	203,221,829	SFCG破産財団立替分精算 164,018,585円
	公租公課	146,426,970	146,426,970	平成21年度申告所得税 22,220,770円(本税)及び特別区民税・都民税 124,206,200円
2	破産債権	額未定	額未定	
	合計	372,717,839	372,371,136	および額未定

差引残高 金326,752,328円